

○国立大学法人東京科学大学資金運用管理委員会内規

令和6年10月1日
会計統括責任者制定

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人東京科学大学余裕金運用取扱規程（令和6年規程第75号。以下「規程」という。）第14条の規定に基づき国立大学法人東京科学大学（以下「大学」という。）に置かれる国立大学法人東京科学大学資金運用管理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- 一 運用方針及び基本ポートフォリオの策定及び見直しに関する事項
- 二 資金運用計画に関する事項
- 三 運用状況のモニタリングに関する事項
- 四 運用管理体制に関する事項
- 五 運用実績等の公表に関する事項
- 六 受託機関の評価に関する事項
- 七 規程の改廃に関する事項
- 八 その他資金運用に関する重要事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員5人以上をもって構成し、うち1人以上は業務として2年以上の資金運用の実務経験を有する者とする。

- 一 会計統括責任者
 - 二 会計事務総括責任者
 - 三 学外委員 2人以上
 - 四 その他会計統括責任者が必要と認めた者
- 2 前項第3号の委員のうち、1人以上は大学の同窓会会員又は大学に対して寄附を行った者とする。
- 3 委員会に委員長を置き、会計統括責任者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会の議長となり、委員会を主宰する。ただし、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 前条第1項第3号の学外委員の任期は2年以内とし、重任、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(定足数)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(開催)

第6条 委員会は、四半期に1回以上開催するものとする。また緊急事態が生じた際には、適時委員に連絡をし、必要に応じて召集する。

(委員以外の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、財務部財務戦略課において処理する。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この内規は、令和6年10月1日から施行する。

2 次に掲げる規則等は、廃止する。

一 国立大学法人東京工業大学資金運用管理委員会要項(平成30年5月31日制定)

二 国立大学法人東京医科歯科大学資金運用管理委員会規則(平成31年規則第42号)